

## 第8章 今後の検討課題等

### 児童相談所等整備についての検討課題

#### (1) 本市の新しい子ども家庭支援体制の検討

現在、本市には子育て世代包括支援センター(はぐくむ)と子ども家庭総合支援拠点(子ども見守り相談センター)が設置されており、令和9年4月までを目標に、こども家庭センターとして一体的組織・機能の実質的な運営開始を目指し、必要な調整等を進めていく必要があります。

また、児童相談所の設置に向けて、児童相談所機能を含めた、本市の新しい子ども家庭支援体制について、各機関の役割や連携の在り方、組織体制、具体的な業務内容や実施方法等の検討を行っていきます。

#### (2) 職員の確保・育成

児童相談所の設置にあたり、専門性を有した職員を確保する必要があります。広く人材を求め、経験者を採用したり、他自治体児童相談所等に職員を派遣して育成するなど、計画的な人材の確保・育成が行えるよう、大学等の専門職養成を行う機関への情報提供や、大阪府をはじめ近隣自治体への協力依頼や調整が必要です。

#### (3) 大阪府との協議

現在本市の児童を管轄しているのは大阪府の児童相談所(東大阪子ども家庭センター)であり、本市の児童相談所設置にあたっては、大阪府より業務の移管を受ける必要があるため、開設に向けて緊密な連携の下、十分な協議を行っていきます。

また、一時保護後の生活の場所を子どもの状況に応じて適切に確保し、社会的養護を必要とする子どもが安心して成長していけるよう、児童養護施設等の施設や里親による支援の確保・推進に向け、大阪府との協力体制等に関する協議・調整を行っていきます。

#### (4) 子どもの権利の尊重・実現のための取り組み

(仮称)こどもセンターは、子どもの権利を尊重・実現し、その成長と幸せを支える拠点としての役割を果たすために設置するものであり、同センターにおいて実施する事業や業務については、子どもの権利の尊重という視点を徹底して計画や準備を行っていくとともに、施設の整備においてはその実現の基盤となる環境づくりに取り組む必要があります。

また、子どもの権利に関する原則の一つとして意見表明権が掲げられており、子どもに関係のある事柄を決めていく時にはできる限り子どもの意見を聴き、尊重することが重要です。

こうした考え方を踏まえ、今後の施設整備にあたっては、子どもの意見を聴く機会を設け、それを考慮して取り組むことができるよう、具体的な方法を検討していきます。

#### (5) 適切な事業費や事業スケジュールの確保

今後の建設コストの高騰、建設業における人手不足や働き方改革の取組の推進等の社会情勢の変化に伴う事業費の増加や事業スケジュールへの影響に対し、今後の要求水準書作成段階、また事業者提案段階における創意工夫等により、必要な機能を維持しながら、事業費圧縮及び適切な事業スケジュールの確保に取り組む必要があります。